

町田市バリアフリー
交通安全特定事業計画
相原駅周辺地区

令和 7 年 2 月
東京都公安委員会

**町田市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「相原駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、町田市バリアフリー基本構想に即して、相原駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道 八王子町田線 (第47号)	町田街道	町田市相原町 1739 から 町田市相原町 675 まで	東日本旅客鉄道 相原駅	きらぼしラウンジ相原、まちだ福祉○(まる)ごとサポートセンター、町田相原郵便局、堺市民センター、堺図書館、高齢者福祉センターふれあいけやき館、JA 町田市堺支店
2	町田市道 堺 303 号線		町田市相原町 1254-8 から 町田市相原町 1198-2 まで		きらぼしラウンジ相原
3	町田市道 堺 905 号線		町田市相原町 1198-2 から 町田市相原町 1171-1 まで		
4	町田市道 堺 294 号線		町田市相原町 1216-7 から 町田市相原町 1218-4 まで		
5	町田市道 堺 541 号線		町田市相原町 1218-4 から 町田市相原町 1230-6 まで		
6	町田市道 堺 958 号線		町田市相原町 1155-5 から 町田市相原町 796-32 まで		相原駅前交番
7	町田市道 堺 662 号線		町田市相原町 1228-2 から 町田市相原町 764-1 まで		
8	町田市道 堺 961 号線		町田市相原町 1220-2 から 町田市相原町 1220-2 まで		相原あんしん相談室
9	町田市道 堺 659 号線		町田市相原町 762-5 から 町田市相原町 762-5 まで		
10	町田市道 堺 234 号線		町田市相原町 744 から 町田市相原町 746-1 まで		堺中学校

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）	令和 6～10 年度 (継続的に実施)

(3) エスコートゾーンの整備（注１） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	
---	--

（注１） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

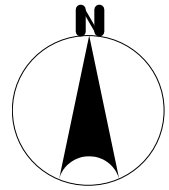
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

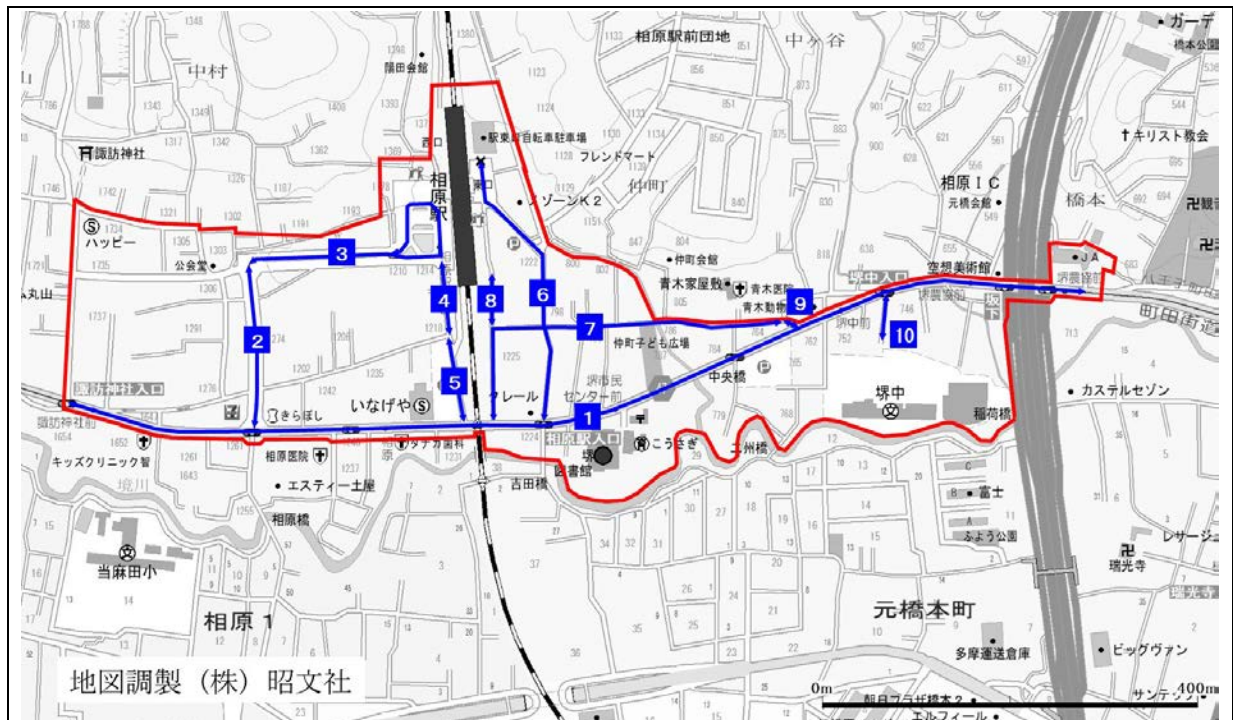
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 of 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	町田市
重点整備地区名	相原駅周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間（生活関連経路）